

青少年教育施設等における青少年体験活動 の推進方策について

令和7年12月11日（木）



文部科学省

地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策について（諮問）

*社会情勢の変化

- 社会教育法制定から75年が経過。人口減少・少子化の深刻化・地域コミュニティの希薄化、DX化、グローバル化の進展により将来の予測が困難な時代に。学校・社会の複雑化・困難化した課題の解決、人生100年時代、共生社会、「こどもまんなか」社会の実現に向けた対応が必要。
- 高校や大学等の進学率の高まりや様々な学習機会の増加など、社会教育に求められる役割やニーズが変化。

◎第4期教育振興基本計画（令和5年6月16日閣議決定）

- 「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」、「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を総括的な基本方針とし、将来の予測困難な時代における教育の方向性を示す総合計画を作成。
- 社会教育による「学び」を通じて人々の「つながり」や「かかわり」を作り出し、協力し合える関係づくりの土壤を耕しておくことで、持続的な地域コミュニティの基盤を形成することが求められる。
- 社会教育の拠点として社会教育施設の機能強化や、社会教育主事・社会教育士等の社会教育人材の養成及び活躍促進等を通じた社会教育の充実を図る必要。

◎第12期中央教育審議会生涯学習分科会

【議論の整理～一人ひとりが主体的に学び続ける生涯学習とそれを支える社会教育の未来への展開；リカレント教育の推進と社会教育人材の養成活躍のあり方～】（令和6年6月）

- 重点的に議論した事項：社会人のリカレント教育、障害者の生涯学習、外国人の日本語学習、社会教育人材
- 障害者や外国人などの社会的包摂の観点も含めた社会教育の提供が十分に確保されることが不可欠
- 社会教育の裾野が広がる中、地域コミュニティの基盤を支えるために社会教育人材は重要な役割を担っており、その質的向上・量的拡大に向けた養成及び活躍促進の在り方を提示

◎社会教育人材部会

【社会教育人材の養成及び活躍促進の在り方について（最終まとめ）】（令和6年6月）

- 調査審議事項：社会教育人材の養成及び社会教育士の活躍機会の拡充に関する専門的な調査審議を行うこと



これらの方向性を土台とし、社会の変化を踏まえつつ施策の更なる深化を図るべく、社会教育の新たな在り方を見つめ直し、社会教育が果たすべき役割、担い手である人材、その活動、国・地方公共団体における推進方策等について検討が必要

令和6年6月25日中央教育審議会総会

地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策について（諮問）

【主な審議事項】

①社会教育人材を中心とした社会教育の推進方策

（社会教育人材を中心とした目指すべき社会教育の在り方、社会教育主事・社会教育士の役割・位置付けの明確化、社会教育主事・社会教育士の養成の在り方等）

②社会教育活動の推進方策

（地域と学校の連携・協働の更なる推進方策、公民館、図書館、博物館等における社会教育活動の推進方策、青少年教育施設等における青少年体験活動の推進方策、地域コミュニティに関する首長部局の施策や多様な主体が担う活動との連携・振興方策、共生社会の実現に向けた障害者・外国人等を含めた社会教育の推進方策等）

③国・地方公共団体における社会教育の推進体制等の在り方

（社会教育を総合的に推進するための国・地方公共団体の体制の在り方、社会情勢の変化を踏まえた社会教育に関する現行法令の在り方等）

第二に、社会教育活動の推進方策についてです。

第一の検討事項を踏まえ、社会教育活動の充実方策や社会教育施設の機能強化方策として、以下の事項などについて御検討をお願いします。

○ 地域と学校の連携・協働の更なる推進方策

特に、「チームとしての学校」の考え方も踏まえつつ、コミュニティ・スクールとの一体的取組の更なる推進に向けた地域学校協働活動の充実、地域学校協働活動推進員等の配置促進と専門性・資質の向上、PTAや子供会を含む社会教育関係団体の活動と地域学校協働活動との連携の推進、家庭教育支援の促進の観点からの御検討をお願いします。

○ 公民館、図書館、博物館等における社会教育活動の推進方策

特に、地域コミュニティの維持・活性化に資する公民館の在り方、デジタル技術の活用も含めた公民館、図書館、博物館等における社会教育活動の充実と水準向上の観点からの御検討をお願いします。

○ 青少年教育施設等における青少年体験活動の推進方策

特に、青少年の健全な育成に向け、青少年体験活動やその推進に資する民間活力の活用も含めた青少年教育施設の在り方、青少年体験活動に携わる人材の資質向上、関係団体や民間企業等の多様な主体との連携・協働を促すネットワークの強化の観点からの御検討をお願いします。

○ 地域コミュニティに関する首長部局の施策や多様な主体が担う活動との連携・振興方策

特に、環境・福祉・防災・農山漁村振興・まちづくり等の多様な分野における行政機関や高等教育機関、民間公益活動を含む関係団体や民間企業等による取組に対し、社会教育が連携・貢献しうる観点からの御検討をお願いします。

○ 共生社会の実現に向けた障害者・外国人等を含めた社会教育の推進方策

特に、障害者や外国人等の学習機会の充実、福祉関係者や民間団体等の地域における関係者との連携の在り方の観点からの御検討をお願いします。

国立青少年教育施設の振興方策について（報告書）【概要】

前提となる現状

- 国立青少年教育施設の**利用者数の減少**
※学校利用の減少／オンライン研修・打合せの増加
- 子供たちの**体験機会の減少**
- 社会における**デジタル環境の進化**
- 人口減少社会（特に**少子化の影響**）
- 施設の**老朽化**や**収支状況の悪化**

必要となる視点

- 青少年教育のナショナルセンターとしての取組の**明確化**
- 施設の**利用促進**に向けた取組の実施
→ 今後の国立施設の**在り方の再検討**
併せて、持続可能な施設経営に向けて
- 適切な**インフラマネジメント**の徹底
- 管理運営の改善（**経営の視点**の導入）

報告書の骨子

1. 青少年教育のナショナルセンターとしての機能

- 法人経営の観点から、備えるべき施設や機能を取捨選択
- 社会的意義を意識した全体戦略の策定
- 組織風土の改革
(必要な取組例)
 - ・先導的取組の開発や実践研究
 - ・指導者養成
- 内部人材育成
- 國際交流

2. 国立青少年教育施設の利用促進

- 専門的知見を生かした体験機会の提供
- 提供するプログラムにマーケティングの視点を導入
- 地方施設の魅力化に本部の主体的な関与の徹底
(必要な取組例)
 - ・地域特有のプログラム提供
 - ・直接指導の充実
 - ・新たな形態での青少年教育提供
- 新たな利用者層の獲得
- 魅力的な施設への転換
- 適正な利用料金の設定
- 等

3. 国立青少年教育施設のインフラマネジメントの徹底

- 適正なインフラマネジメントの徹底（事後保全から予防保全へ）
- 技術系職員の不足に対して早急な対応の必要性
- 実施する取組に応じた施設（ハード）の必要性の確認
- 施設の清潔さを保つためのメンテナンスの徹底
- インフラマネジメントに民間活力の活用の検討

4. 国立青少年教育施設の運営改善

- 国立施設の機能・規模の再検討
- 国立施設の運用自体の再検討
- 法人運営における経営の視点の導入
- 施設更新や運営に民間活力の活用の検討
- 管理運営業務の効率化（ルールの改善・DX化など）

5. 今後の国立施設の在り方

- 国立青少年教育機能の強化に向けて、**拠点機能**を**担う国立施設**を一定のエリアごとに特定
- 施設の数・規模や宿泊定員の見直し、機能の適正化、再編などの**機能別分化**の**検討**
- 経営改善に資する業績の評価を行うため、青少年機構全体の**目標管理体制**の**徹底**
 - 拠点施設の設定と機能別分化の検討は速やかに着手し、結論が出た施設から、順次、機能強化や縮小・再編の取組を推進。
 - 次期中期目標期間（R8～R12）中に、全ての施設の機能別分化について具体的な結論を得る。

■青少年教育施設等における青少年体験活動の推進方策

第一の検討事項(社会教育人材を中心とした社会教育の推進方策)を踏まえ、社会教育活動の充実方策や社会教育施設の機能強化方策として、

- ・青少年体験活動やその推進に資する民間活力の活用も含め、これからの青少年教育施設はどのようにあるべきか。
- ・青少年体験活動に携わる人材の資質向上をどのように進めるべきか。
- ・関係団体や民間企業等の多様な主体との連携・協働を促すネットワークの強化をどのように推進すべきか。

現状 課題

- ・青少年教育施設は、青少年の体験活動の機会と場を提供する中心的な役割を担っているが、施設数は平成14年をピークに一貫して減少傾向が続いている(令和6年度:783施設、令和6年度社会教育統計 中間報告より)。
- ・公立施設では指定管理者制度やPFIの導入施設が増加している(平成23年度:38.5%(1,020施設のうち393施設)、令和6年度:48.5%(755施設のうち366施設)、社会教育統計 平成23年度調査、令和6年度中間報告より)。
- ・青少年教育施設に限らず、NPOや子ども会、青年団、民間企業等、多くの民間団体も体験活動プログラムを企画・実施しているが、これらに関わる指導者等の養成体系が存在しないため、指定管理やPFIを行う民間事業者等についても、それぞれで体験活動等を指導する人材養成を行っており、負担が生じている。
- ・自然体験、野外教育、体験学習に携わる多様な組織や人材が連携・協働することで、より多くの子供たちに体験活動等の機会を提供していくことができるという指摘もある。

論点

- ✓利用者が何度も訪れたくなる施設を目指し、利便性、快適性、安全性の観点からの利用者サービスの充実を図るために、どのような方策が考えられるか。
- ✓全国の青少年教育指導者の養成や質向上に向けた取組をより一層強化するために、どのような方策が考えられるか。
- ✓今後、青少年教育活動に関する民間事業者など、多様な主体を含めた社会教育人材のネットワークの構築・活性化を図るために、どのような方策が考えられるか。